

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第4号垂井町介護保険条例の一部改正についての撤回について

日程第3 議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正について

日程第4 議第3号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第5 議第5号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第6 議第6号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議第7号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議第8号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議第9号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議第10号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第11 議第11号 垂井町消防団条例の一部改正について
- 日程第12 議第13号 町道路線の認定について
- 日程第13 議第14号 町道路線の廃止について
- 日程第14 議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算
- 議第16号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議第17号 令和3年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議第18号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議第19号 令和3年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 令和3年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第21号 令和3年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第22号 令和3年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第23号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第24号 令和3年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第15 議第31号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議第32号 人権擁護委員の候補者の推薦について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1番 太田佳祐君、2番 廣瀬隆博君を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

3月17日の本会議における発言について、町長 早野博文君、6番 江上聖司君から、一般質問の発言の一部を取り消したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、町長 早野博文君、6番 江上聖司君からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に、監査委員から検査結果の報告が1件ありました。

印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第4号垂井町介護保険条例の一部改正についての撤回について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第4号垂井町介護保険条例の一部改正についての撤回についてを議題といたします。

提出者から撤回の理由の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第4号垂井町介護保険条例の一部改正についての撤回につきまして、御説明を申し上げます。

本議案につきましては、今回の3月定例会で、介護保険料の改定、健康保険法施行令等の一部改正する政令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため初日に提案をさせていただいておりますが、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の公布並びに新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置の期間延長に伴う所要の改正が必要となったため、当該改正を加えた議案を再度提案させていただくため、撤回をお願いさせていただくものでございます。

何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りいたします。

議第4号垂井町介護保険条例の一部改正についての撤回については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第4号垂井町介護保険条例の一部改正についての撤回については許可することに決定しました。

日程第3 議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第3号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第3号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第5号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第5号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第6号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第6号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第7号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第7号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第8号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第8号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第9号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第9号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第10号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第10、議第10号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第11号 垂井町消防団条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第11、議第11号 垂井町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町消防団条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第13号 町道路線の認定について

○議長（後藤省治君） 日程第12、議第13号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第14号 町道路線の廃止について

○議長（後藤省治君） 日程第13、議第14号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 町道路線の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算

議第16号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第17号 令和3年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第18号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第19号 令和3年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第20号 令和3年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第21号 令和3年度垂井町介護保険特別会計予算

議第22号 令和3年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第23号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第24号 令和3年度垂井町水道事業会計予算

○議長（後藤省治君） 日程第14、議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算から議第24号 令

和3年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については、予算審査特別委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 廣瀬隆博君。

〔予算審査特別委員長 廣瀬隆博君登壇〕

○**予算審査特別委員長（廣瀬隆博君）** ただいま一括議題となりました議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算から議第24号 令和3年度垂井町水道事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月8日から10日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審議をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として、次の事項について、十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

我が国においては、新型コロナウイルスの感染症対策を講じつつ、経済活動の再開・拡大を目指しているものの、感染症への懸念はいまだ大きい。本町においても令和3年度の町民税は減収となる見込みであり、加えて今後の見通しも不透明な状況である。このような中、各種事業の遂行に当たっては、国の動向や社会情勢を注視するとともに、議会とも十分に協議し、年度途中での見直しも含め、柔軟かつ慎重な予算執行と財政の適切な運営に努められたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○**議長（後藤省治君）** これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより10案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第15号から議第24号までの令和3年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議第31号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第15、議第31号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第31号 垂井町介護保険条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

介護保険料の改定、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の関係法令及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置の期間延長に伴い、所要の改正を行うものでございます。細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第31号 垂井町介護保険条例の一部改正について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、現在、介護保険法第129条の規定に基づき進めております第8期垂井町介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係ります介護保険料の改正をお願いするものでございます。

介護保険事業計画は、同法第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針として3年ごとに定めることとなっており、過去の給付等の実績、要支援・要介護者の人数、また実施する事業やサービスの量などを踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か年の保険給付費を推計しましたところ、基準月額6,150円の保険料を算出いたしましたので、当該保険料改正に伴い所要の改正をお願いするものでございます。

また、この改正に加え、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正により規定の見直しを行うもののほか、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置の期間延長に伴う所要の改正、また感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型コロナウイルス感染症が新たに定義づけられましたので、これらに伴う所要の改正も併せてお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第2条の保険料率では、第1項で対象の期間を令和3年度から令和5年度までの3年間に改

めますとともに、保険料の見直しに伴い、同項第5号において規定する基準額を7万3,800円に改め、同項第1号から第4号までは、本人の所得金額と課税年金額の収入額の合計金額により基準額に負担率0.5から0.9までを乗じた年額に、また同項第6号から第12号までは、本人の町民税が課税されるものの、合計所得金額により基準額に負担率1.2から1.75までを乗じた年額に改めるものでございます。このうち、第7号から第9号までにつきましては、基準となります所得金額について、200万円を210万円に、300万円を320万円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、同条第2項から第4項までは、第1号被保険者のうち、所得の少ない第1段階から第3段階に該当する方の減額賦課について定めるもので、それぞれ対象期間を令和3年度から令和5年度に改め、準用する各年度の保険料についても、それぞれ改めるものでございます。

次に、制定附則第8条では、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度設けました保険料の減免措置につきまして1年延長し、対象となる保険料の年度を令和3年度まで、納期限を令和4年3月31日までと改めるものでございます。

また、これまで新型コロナウイルスについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法において定義づけされ、本条での規定においても当該特措法からの引用を行っておりましたが、このたび、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型インフルエンザ等感染症へ追加規定されたことを受け、新たに規定された文言への見直しを併せて行うものでございます。

次に、制定附則に、第9条として、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例に関する規定を新たに追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、本条例第2条の規定は令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとしております。

以上、議第31号 垂井町介護保険条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第32号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（後藤省治君） 日程第16、議第32号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題いたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第32号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 中川正規氏の任期が令和3年6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和3年第2回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時32分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 太 田 佳 祐

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博